明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（七三）　二
○自衛隊法施行令及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（七四）
○棚田地域振興法の施行期日を定める政令（七五）
○棚田地域振興法施行令（七六）
〔省　令〕
○都市計画法施行規則の一部を改正する省令（国土交通二八）　三
〔告　示〕
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（法務一〇一～一〇四）　三
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（同一〇五）
○保安林の指定をする件（農林水産六四五～六六〇）
○成田国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通三五四）
○信号符字を点附した件（同三五五）
○信号符字を取り消した件（同三五六）
○船舶国籍証書を無効とした件（同三五七）
○道路に関する件（関東地方整備局三一、三二）　四
〔人事異動〕
内閣　法務省　六
〔叙位・叙勲〕　七
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
官庁事項　八
登録小型船舶教習事務の廃止に関する公示（関東運輸局）　八
労　働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
押収物還付、財団、有権者申出方、国営成瀬皆瀬土地改良事業計画、国営南周防土地改良事業計画の変更関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係　七
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　八
会社その他　三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第七三号）（国土交通省）

航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律（令和元年法律第三八号）の施行期日は令和二年六月一八日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和元年九月一八日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は令和四年六月一八日とすることとした。

◇自衛隊法施行令及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第七四号）（国土交通省）

1　航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年九月一八日）から施行することとした。

◇棚田地域振興法の施行期日を定める政令（政令第七五号）（内閣府本府）

棚田地域振興法（令和元年法律第四二号）の施行期日は、令和元年八月一六日とすることとした。

◇棚田地域振興法施行令（政令第七六号）（内閣府本府）

1　棚田地域振興法（令和元年法律第四二号）第二条第二項の政令で定める棚田地域の要件は、昭和二五年二月一日における市町村の区域であって、当該区域内の勾配が二〇分の一以上の土地にある一団の棚田の面積が一ヘクタール以上であるものであることとした。（本則関係）

2　この政令は、棚田地域振興法の施行の日（令和元年八月一六日）から施行することとした。